

発議第8号

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月25日提出

志摩市議会議長 中村孝司 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 井上幹夫

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することは不可欠です。また、義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。

志摩市でも、急速にＩＣＴ化がすすめられ、小中学校においては、国庫補助・地方財政措置等により、１人１台タブレット型端末や校内Wi-Fi環境の整備、ＩＣＴ支援員の配置がされました。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保が必要です。

また、部活動の地域展開や屋内運動場の空調設備なども市の財源によるところが大きく、すべての市において、教育水準と機会の均等が図られるためにも、市の財政だけに頼らない施策が必要です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念のもと、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより措置の対象の拡充をふくめた制度のさらなる充実を求めます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年９月２５日

志摩市議会議長 中村 孝司

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様